

教職員の主な非行に対する標準的な処分量定(新)

Table with 4 columns: Date, Decision, and Revision. Shows dates from 2018 to 2022 and corresponding decision changes.

教職員の主な非行に対する標準的な処分量定(旧)

Table with 4 columns: Date, Decision, and Revision. Shows dates from 2018 to 2022 and corresponding decision changes.

教職員は、その職責を果たすため、勤務時間内外を問わず、常に教職員としての自覚と使命感及び全体の奉仕者としての意識をもって行動することが求められており、その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

東京都教育委員会では、教職員による体罰、わいせつ行為等の非行に対しては、学校教育の信頼を失わせる行為として、懲戒処分をもって厳正に対応してきました。しかし残念ながらこうした非行は後を絶たず、その数は年々増加の一途をたっています。

1 処分量定の決定

(1) 一般的な非行行為に係る処分量定について

1 処分量定の決定

① 非行行為の態様、被害の大きさ及び司法の動向など社会的重大性の程度

- ① 非行行為の態様、被害の大きさ及び司法の動向など社会的重大性の程度
② 非行行為を行った職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の度合い
③ 日常の勤務態度及び常習性など非行行為を行った職員固有の事情
以上のほか、適宜、非行行為後の対応や社会一般から見た処分量定の妥当性等も含め、総合的に考慮のうえ判断するものとする。

- ② 非行行為を行った職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の度合い
③ 日常の勤務態度及び常習性など非行行為を行った職員固有の事情
以上のほか、適宜、非行行為後の対応や社会一般から見た量定の妥当性等も含め、総合的に考慮のうえ判断するものとする。

(2) 児童生徒性暴力等に係る処分量定について

- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」(令和4年4月1日施行)第2条第3項に掲げられた以下の行為については、原則として免職とする。
① 児童生徒等に性交等をする事又は児童生徒等をして性交等させること
② 児童生徒等にわいせつな行為をする事又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(①に掲げるものを除く。)
③ 児童保育、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(④において「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること(①及び②に掲げるものを除く。)

2 処分量定の加重等

- ① 過去に非行行為を行い懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非行行為を行った場合は、量定を加重する。
② 欠勤等の懲戒処分については、本人の責めに帰さない事由がある場合は除く。
注:水難、火災その他の災害又は危険により3週間以上の間生不明又は所在不明となった場合は、分限免職とすることができる。

2 内部通報及び告発

- ① 非行行為の事実を内部機関に通報した教職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けない。
② 非行行為の事実を、自ら発覚前に申し出た教職員に対しては、懲戒処分の量定を軽減できる。
③ 教職員が行った非行行為のうち、刑事事件に係る事案については、教職員は刑事訴訟法に定めるところにより告発を行う。また、児童生徒性暴力等に係る事案で犯罪の疑いがあると認めるときは、所管警察署に相談あるいは通報を行う。

3 内部通報及び告発

- ① 非行行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。
② 非行行為の事実を、自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分の量定を軽減できるものとする。
③ 職員が行った非行行為のうち、刑事事件に係る事案については、刑事訴訟法に定めるところにより告発又は告訴を行う。

Table with 3 columns: Category of Offense, Description of Offense, and Punishment. Includes categories like Physical Punishment, Child Abuse, Sexual Offenses, etc.

Table with 3 columns: Category of Offense, Description of Offense, and Punishment. Includes categories like Physical Punishment, Child Abuse, Sexual Offenses, etc.

非行の種類		処分の 重さ	非行の種類		処分の 重さ		
性的行為、セクシュアル・ハラスメント等	保護者を対象とした行為	同意の有無を問わず、性交又は性交類似行為を行った場合（未遂を含む。）	免職	性的行為、セクシュアル・ハラスメント等	保護者に対する性的行為等	同意の有無を問わず、性行為を行った場合（未遂を含む。）	免職 停職 減給
		同意の有無を問わず、直接又は着衣の上から、性的な部位（性器等）を触る行為、又はキスをした場合	免職 停職 減給			同意の有無を問わず、直接陰部・乳房・でん部等を触る、又はキスをした場合	
	性的行為と受け取られる直接又は着衣の上から身体に触れる行為をした場合	減給 戒告	性的行為と受け取られる直接又は着衣の上から身体に触れる行為をした場合		減給 戒告		
	手段を問わず、わいせつな内容（※1）を送信等（※2）した場合は、 手段を問わず、わいせつな行為（※3）の誘導・誘惑を行った場合は、 性的羞恥心を害するような言動を繰り返して行った場合		性的な冗談・からかい、食事・デートへの執ような誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合（交際を求める、正当な理由なく自宅に入れたり、所属長の承認を受けることなく、自家用自動車等に同乗させたりする等を含む。）			性的な冗談・からかい、食事・デートへの執ような誘い等の言動を行い性的不快感を与えた場合	
同僚等を対象とした行為	地位を利用して、性交又は性交類似行為を行った場合	免職	職場におけるセクシュアル・ハラスメント等	地位を利用して強いて性的関係を結び又はわいせつな行為を行った場合	免職 停職 減給		
	地位を利用して、わいせつな行為（※3）を行った場合は、 手段を問わず、わいせつな内容（※1）を繰り返し送信等（※2）したり、性的羞恥心を害するような言動を繰り返して行った場合、 身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返して行った場合、 相手の強度的心的ストレスにより精神疾患に罹患した場合	免職 停職 減給		メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いたわいせつな内容の送信・発信、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返して相手が強度的心的ストレスにより精神疾患に罹患した場合			
一般の者を対象とした行為	手段を問わず、わいせつな内容（※1）を繰り返し送信等（※2）したり、性的羞恥心を害するような言動を繰り返して行った場合は、 手段を問わず、わいせつな行為（※3）の誘導・誘惑を行った場合は、 相手の意に反することを知らず、性的な言動を行った場合	停職 減給	一般の者に対する性的行為等	メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いたわいせつな内容の送信・発信、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返して相手が強度的心的ストレスにより精神疾患に罹患した場合	停職 減給		
	職場等において性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合	減給 戒告		職場等において相手に性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い等の言動を行い性的不快感を与えた場合	減給 戒告		
性的行為、セクシュアル・ハラスメント等の※1～※3は以下のものを示す。 ※1 内容には、文書、図画、画像、映像、音声等又はこれを表示可能とする電子的情報を含む。 ※2 送信等には、発信、発行、交付、呈示又は提供等を含む。 ※3 わいせつな行為とは、性交、性交類似行為、身体接触、キス、陰部等の露出、衣服を脱がせる等を指す。							
SNS等を利用した私的なやり取り等	所属長の承認を受けることなく、児童・生徒に対して、電子メールやソーシャルネットワークサービス等を利用して、私的なやり取りを行った場合	停職 減給 戒告					
パワー・ハラスメント	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手が強度的心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職 停職 減給	パワー・ハラスメント	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手が強度的心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職 停職 減給		
	パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	停職 減給		パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	停職 減給		
	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職 減給 戒告		パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職 減給 戒告		
公金公物の横領等	横領、窃盗、詐取	免職	公金公物の横領等	横領、窃盗、詐取	免職		
	故意に公物を損壊した場合	停職 減給 戒告		故意に公物を損壊した場合	停職 減給 戒告		
	諸給与の違法支払・不適正受給（通勤手当を含む。）	減給 戒告		諸給与の違法支払・不適正受給（通勤手当を含む。）	減給 戒告		
	公金・学校徴収金の流用等不適正な処理をした場合			公金・学校徴収金の流用等不適正な処理をした場合			
	重大な過失により、公金又は公物の盗難に遭った場合			重大な過失により、公金又は公物の盗難に遭った場合			
公金又は公物を紛失した場合	減給 戒告	公金又は公物を紛失した場合	減給 戒告				
収賄、供応等	収賄をした場合	免職	収賄、供応等	収賄をした場合	免職		
	利害関係者から供応を受けた場合	免職 停職 減給 戒告		利害関係者から供応を受けた場合	免職 停職 減給 戒告		
勤務態度不良	職務命令違反、職務専念義務違反（勤務時間中に、ソーシャルネットワークサービス等を利用したり、電子メール等を送信した場合を含む。）又は職場離脱を行った場合	停職 減給 戒告	勤務態度不良	職務命令違反、職務専念義務違反又は職場離脱を行った場合	減給 戒告		
	暴行・暴言等により、職場秩序をびん乱した場合	停職 減給		暴行・暴言等により、職場秩序をびん乱した場合	停職 減給 戒告		
	休暇等の虚偽申請、事実をねつ造して虚偽報告を行った場合	免職 停職		休暇等の虚偽申請、事実をねつ造して虚偽報告を行った場合	免職 停職		
	公文書偽造・変造、私文書偽造・変造若しくは虚偽公文書を作成した場合又は偽造・変造された公文書、私文書若しくは虚偽公文書を使用した場合			公文書偽造・変造、私文書偽造・変造若しくは虚偽公文書を作成した場合又は偽造・変造された公文書、私文書若しくは虚偽公文書を使用した場合			
故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職 減給	故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職 減給				
欠勤 (会計年度任用職員を除く。)	3週間以上無届欠勤を継続	免職	欠勤	3週間以上無届欠勤を継続	免職		
	無届欠勤5日又は私事欠勤15日以上	停職		無届欠勤5日又は私事欠勤15日以上	停職		
	無届欠勤3日又は私事欠勤9日以上	減給		無届欠勤3日又は私事欠勤9日以上	減給		
	無届欠勤1日又は私事欠勤5日以上	戒告		無届欠勤1日又は私事欠勤5日以上	戒告		
秘密の漏えい	故意に職務上の秘密を漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職 停職	秘密の漏えい	故意に職務上の秘密を漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職 停職		
個人情報の不適切な取扱い	許可なく持ち出した個人情報を、盗まれ、紛失し、又は流出させた場合	停職 減給 戒告	個人情報の不適切な取扱い	許可なく持ち出した個人情報を、盗まれ、紛失し、又は流出させた場合	停職 減給 戒告		
	過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた場合	減給 戒告		過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた場合	減給 戒告		
	職務上知り得た個人情報を自己の利益のために不当利用した場合	免職 停職 減給 戒告		職務上知り得た個人情報を自己の利益のために不当利用した場合	免職 停職 減給 戒告		
	職権を濫用して、職務外の目的で、個人情報を目的外収集した場合	免職 停職 減給 戒告		職権を濫用して、職務外の目的で、個人情報を目的外収集した場合	免職 停職 減給 戒告		

非行の種類		処分の 量定	非行の種類		処分の 量定		
職場のコンピュータの不正利用等		<ul style="list-style-type: none"> 職務外の目的で、職場のコンピュータ等を使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合 	免職	職場のコンピュータ不正利用	<ul style="list-style-type: none"> 職務外の目的で、わいせつ画像・文書の閲覧、インターネットへの不正アクセス、電子データの損壊、不正プログラム等の利用、ウイルス感染等をした場合 	停職 減給 戒告	
違法な職員団体活動		<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第37条に違反する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあつた場合 	停職 減給 戒告	違法な職員団体活動	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第37条に違反する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあつた場合 	停職 戒告	
交通事故	飲酒運転での交通事故	<ul style="list-style-type: none"> 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 酒酔い運転で物損事故を起こした場合 酒気帯び運転で物損事故を起こし、逃走した場合 	免職	飲酒運転での交通事故	<ul style="list-style-type: none"> 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 酒酔い運転で物損事故を起こした場合 酒気帯び運転で物損事故を起こし、逃走した場合 	免職	
		<ul style="list-style-type: none"> 酒気帯び運転で物損事故を起こした場合 	免職 停職		<ul style="list-style-type: none"> 酒気帯び運転で物損事故を起こした場合 	免職 停職	
	飲酒運転以外の交通事故	<ul style="list-style-type: none"> 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ逃走した場合 人に傷害を負わせ逃走した場合 	免職	飲酒運転以外の交通事故	<ul style="list-style-type: none"> 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ逃走した場合 人に傷害を負わせ逃走した場合 	免職	
		<ul style="list-style-type: none"> 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 人に傷害を負わせた場合 	免職 停職		<ul style="list-style-type: none"> 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 人に傷害を負わせた場合 	免職 停職	
悪質な交通法規違反		<ul style="list-style-type: none"> 道路交通法に違反して、酒酔い運転をした場合 以下のような道路交通法違反行為をした場合 <ul style="list-style-type: none"> 酒気帯び運転をした場合 無免許運転、著しい速度超過等をした場合 飲酒運転になるおそれのあることを知りながら、車両又は酒類を提供した場合 飲酒運転であることを知りながら、同乗した場合 	免職 停職	悪質な交通法規違反	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通法に違反して、酒酔い運転をした場合 以下のような道路交通法違反行為をした場合 <ul style="list-style-type: none"> 酒気帯び運転をした場合 無免許運転、著しい速度超過等をした場合 飲酒運転になるおそれのあることを知りながら、車両又は酒類を提供した場合 飲酒運転であることを知りながら、同乗した場合 	免職 停職	
傷害・暴行		<ul style="list-style-type: none"> 傷害の程度が重く、暴力行為が悪質で危険な場合 傷害を負わせた場合、悪質な暴行 	免職 停職	傷害・暴行	<ul style="list-style-type: none"> 傷害の程度が重く、暴力行為が悪質で危険な場合 傷害を負わせた場合、悪質な暴行 	免職 停職	
殺人、放火、強盗、恐喝、強要、脅迫、横領、詐欺、窃盗（万引きを含む。）、麻薬・覚せい剤・危険ドラッグ等の所持・使用、住居侵入（建造物侵入）、器物損壊、占有離脱物横領		<ul style="list-style-type: none"> 殺人、放火、強盗、恐喝、強要、脅迫、横領、詐欺、窃盗（万引きを含む。）を行った場合（予備又は未遂が適用される法令違反については、予備又は未遂を含む。） 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合 医薬品医療機器等法又は東京都薬物の濫用防止に関する条例により指定されている薬物を含む危険ドラッグを所持又は使用した場合 	免職	強盗、恐喝、窃盗、横領、詐欺、麻薬・覚せい剤・危険ドラッグ等の所持・使用、占有離脱物横領、器物損壊	<ul style="list-style-type: none"> 強盗、恐喝、横領、詐欺、窃盗（万引きを含む）を行った場合 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合 医薬品医療機器等法又は東京都薬物の濫用防止に関する条例により指定されている薬物を含む危険ドラッグを所持又は使用した場合 	免職	
無許可の兼業・兼職	教科書・教材等の作成に関するガイドライン違反	<ul style="list-style-type: none"> 4年以上従事した場合 	停職	無許可の兼業・兼職	教科書・教材等の作成に関するガイドライン違反	<ul style="list-style-type: none"> 4年以上従事した場合 	停職
		<ul style="list-style-type: none"> 1年以上従事した場合 	減給			<ul style="list-style-type: none"> 1年以上従事した場合 	減給
		<ul style="list-style-type: none"> 1年未満従事した場合 	戒告			<ul style="list-style-type: none"> 1年未満従事した場合 	戒告
上記以外		<ul style="list-style-type: none"> 期間、回数、業務の内容等を総合的に判断 	停職 減給 戒告	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> 期間、回数、業務の内容等を総合的に判断 	停職 減給 戒告	
監督責任		<ul style="list-style-type: none"> 部下職員が懲戒処分等を受けた場合で、指導監督に落ち度がある場合 部下職員の非遵行を隠へいし、又は黙認した場合 	停職 減給 戒告	監督責任	<ul style="list-style-type: none"> 部下職員が懲戒処分等を受けた場合で、指導監督に落ち度がある場合 部下職員の非遵行を隠へいし、又は黙認した場合 	停職 減給 戒告	